

3 バリアフリー化に関する方針

(1) 基本理念

本市では、これまで市全域のバリアフリー化推進に関わる基本理念、基本方針を設定し、バリアフリー化を進めてきました。本マスタープランにおいても、基本理念を引き継ぎ「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくりーバリアのない交通・まち・ひと（こころ）・しくみー」を目指します。

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ーバリアのない交通・まち・ひと（こころ）・しくみー

(2) 基本方針

基本方針は、基本理念の副題にある「交通」「まち」「ひと（こころ）」「しくみ」の視点から、それぞれ方針を設定します。

交通

公共交通の利便性・快適性の向上

まち

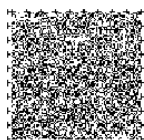
だれもがどんなときでも利用できる移動環境、
施設環境の形成

ひと
（こころ）

お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思
いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進

しくみ

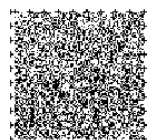
バリアフリー化を推進するしくみづくり



(3) 関係者の行動指針

バリアフリー化の推進にあたっては、関係行政機関、事業者、市民が、連携を図り、それぞれの立場から取り組みを進める必要があります。以下に関係する主体別の、参考となる行動指針（役割と責務）を示します。

主体	役割	責務
国	- 移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めます。 「移動等円滑化基準」を定め、基準適合性を審査し、認定及び事業実施を勧告します。 - 市町村が策定する基本構想への助言を行います。	- 移動等円滑化の促進に必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めます。 - 移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めます。 - 広報活動などを通じて移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めます。
地方公共団体	- 単独又は共同して基本構想を作成します。 - 各施設について特定事業実施を施設設置管理者に要請します。	国の施策に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めます。
公安委員会	単独又は共同して「交通安全特定事業計画」を作成し実施します。	基本構想の作成に協力します。
施設設置 管理者	基本構想に即して特定事業計画を作成し実施します。	- 基本構想の作成に協力します。 - 新設施設の「移動等円滑化基準」適合義務と既存施設の適合努力義務。
市民	高齢者、障がい者などの円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めます。	



(4) エスディー・ジーズ かんけい SDGs との関係

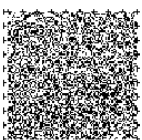
バリアフリー化は、持続可能な社会を実現していくための側面を持ち合わせ、SDGs（持続可能な開発目標）で定める国際目標の実現にも寄与するものです。17の国際目標のうち、本計画にかかわりの深い分野として以下が該当します。本方針をもとにバリアフリー化を適切に実施していくことで、SDGsの目標達成に貢献していきます。



《 エスディー・ジーズ かんけい 持続可能な開発目標 について 》

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

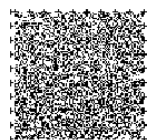
17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針

基本方針に掲げた4つのテーマをもとに具体的な取り組み方針を設定します。なお、「バリアフリー化を推進するしくみづくり」については、5 マスタープランの実現に向けた体制に記載します。

基本方針	取り組み方針
【交通】 公共交通の利便性・快適性の向上	鉄道駅・バス停留所・車両における取り組み 公共交通サービスの維持・向上 道路空間におけるバリアフリー化 交通安全対策 施設のバリアフリー化 公園施設等のバリアフリー化 大規模開発におけるバリアフリー化 緊急時・災害時のバリアフリー化 情報伝達の取り組み 維持管理の継続
【まち】 だれもがどんなときでも 利用できる移動環境、 施設環境の形成	バリアフリーに関する教育活動の推進 心のバリアフリーの普及啓発 （障がい者理解へ向けた啓発の推進） 障がい者への意思疎通手段の利用促進
【ひと(こころ)】 お互いの個性や多様性が理解 尊重され、誰もが共感と思い やりをもった共生社会づくり が実践できる理解の促進	住民提案制度の利用促進 施設整備における当事者意見の反映 行為の届出
【しくみ】 バリアフリー化を 推進するしくみづくり （5 マスタープランの実 現に向けた体制に記載）	



ア 公共交通の利便性・快適性の向上

(ア) 鉄道駅

鉄道駅については、事業者による独自の取り組みや吹田市バリアフリー基本構想の取り組みにより、一定のバリアフリー化がなされています。

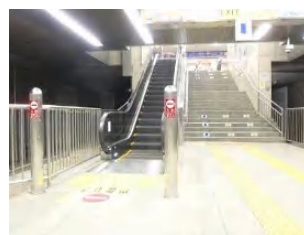
今後は更なる施設のバリアフリー化に向けて、バリアフリールート of 複数化やエレベーターかごの大型化・複数化、トイレ機能の分散配置、可動式ホーム柵の設置、無人駅における対応等を推進します。

○ 関連する補助制度

- ・ 吹田市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金
- ・ 吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金

○ これまでの整備事例

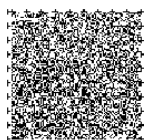
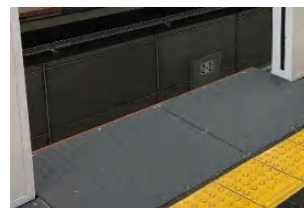
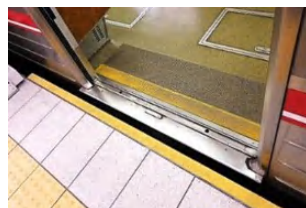
《 エレベーター・エスカレーター・バリアフリートイレ等設置（桃山台駅） 》



《 可動式ホーム柵設置（万博記念公園駅・公園東口駅・桃山台駅） 》



《 ホームと車両間の段差・隙間解消（桃山台駅・万博記念公園駅） 》



(イ) バス停留所

市内には300余りのバス停留所があり、その中にはベンチや上屋が整備されていない箇所もあります。

これまで、市内バス停において行うベンチや上屋の設置費用に対し、事業者に補助金を交付するなどして、環境改善に取り組んできました。今後も、利用者の安全かつ快適に利用できる空間づくりに向けて、バス停の利用状況及び道路状況などを踏まえ、バス停への上屋、ベンチなどの設置を推進します。

○ これまでの整備事例



JR岸辺駅北口

○ 関連する補助制度

- 吹田市バス利用環境改善促進等事業費補助金

(ウ) 車両

これまで、各事業者によりノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入が進められてきました。今後も引き続き、だれもが移動しやすい環境を整備するため、乗降の負担を軽減するノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

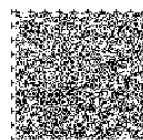
○ 関連する補助制度

- 吹田市ノンステップバス購入事業補助金

○ 導入事例

《 阪急バス：ノンステップバス車両導入 》

阪急バスでは、令和6年3月末時点において、吹田市内を運行するバスのうち、94%（75台）をノンステップバスとしています。



(エ) 公共交通サービスの維持・向上

市民・交通事業者・行政が共に支える、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを実現するため、「吹田市公共交通維持・改善計画」を策定し、バス路線の見直しなど、公共交通サービスの維持向上を推進していきます。

今後の計画推進にあたっては、市民・交通事業者・学識経験者・関係行政機関からなる「吹田市地域公共交通協議会」により情報の共有等を行いながら、継続的に事業へ取り組みます。



図：吹田市地域公共交通協議会の体制

○ 吹田市公共交通維持・改善計画マスタープランの概要

■計画の概要

市民・交通事業者・行政が共に支える、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの実現を目的とした計画

■計画期間

令和4（2022）年度から
令和13（2031）年度

■基本方針と具体的な取組

方針1	公共交通サービスの維持・充実とPRによる利用促進
方針2	市民・利用者に寄り添う利便性の高い公共交通ネットワークの形成
方針3	共に支え、将来に向けた持続可能な仕組みづくり

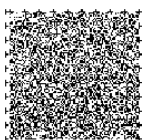
■基本理念

いまある公共交通を守り、多様な手段と連携し、みんなで支え未来へつなぐ公共交通

- 公共交通サービスの維持・向上
- 運行情報の提供
- 利用サービスの提案
- 安全な公共交通事業の推進

- バス路線の見直し
- 交通結節点の機能向上
- 地域コミュニティ交通の創出

- 公共交通の魅力の発信
- 担い手の確保
- 次世代交通システムの積極導入



イ だれもがどんなときでも利用できる移動環境、施設環境の形成

(ア) 道路空間（経路）におけるバリアフリー化の推進

【バリアフリー経路のネットワーク化の推進】

本市のバリアフリー上の大きな課題である道路（歩道）環境を改善するため、バリアフリー経路（生活関連経路・ネットワーク経路）の市内全域でのネットワーク化を推進します。また、本経路は優先的に問題把握を行い、歩道の有効幅員確保や段差解消、点字ブロックの設置など、歩道等のバリアフリー化を推進します。

【無電柱化の推進】

道路上の電柱や電線は景観を損なうだけでなく、歩行者やベビーカー、車いす使用者の通行の妨げとなります。また、地震などの災害時には電柱の倒壊や電線の切断などにより、避難や救助活動、物資輸送などに支障をきたすおそれがあります。このため、幹線道路の優先整備路線を定め、無電柱化を推進します。



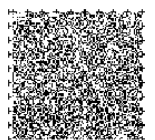
無電柱化整備事例（山田佐井寺岸部線）

【自転車通行空間の整備】

「吹田市自転車利用環境整備計画」を策定し、歩行者と自転車利用者にとって、安心・安全に移動できる自転車通行空間の整備を進めています。本計画に基づき、自転車ネットワーク経路の整備及び自転車利用のルール・マナーの周知・啓発を推進します。



自転車レーン整備事例（垂水豊津線）



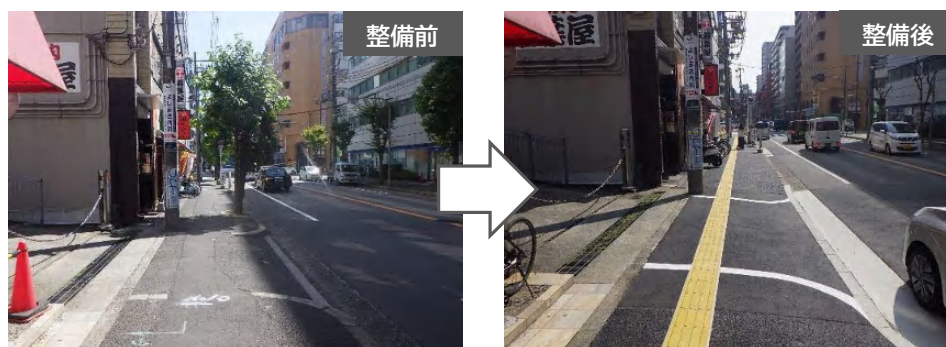
【道路空間の小規模なバリアフリー整備の実施】

これまで「吹田市子供の移動経路交通安全プログラム」や地域の要望に応じ
て歩行空間のバリアフリー化を進めてきました。今後とも、歩道切下げ部の縁
石整備など小規模なバリアフリー整備の対応を推進するとともに、新たに地
形等の制約で改修が困難な坂道等のバリア状況を事前予告するバリアサ
インの設置を検討します。

○ 関連する事業・施策

- ・ 吹田市子供の移動経路交通安全プログラム

○ 近年の整備事例（江坂町56号線）

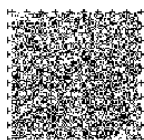


○ 取り組みの参考紹介（大阪府豊中市）

豊中市では、地形等の制約で改修が困難な階段、急な坂道、幅員の狭い道といっ
たバリア箇所を事前に予告するサインを設置しています。



出典：豊中市「豊中市バリアフリーマスタープラン」

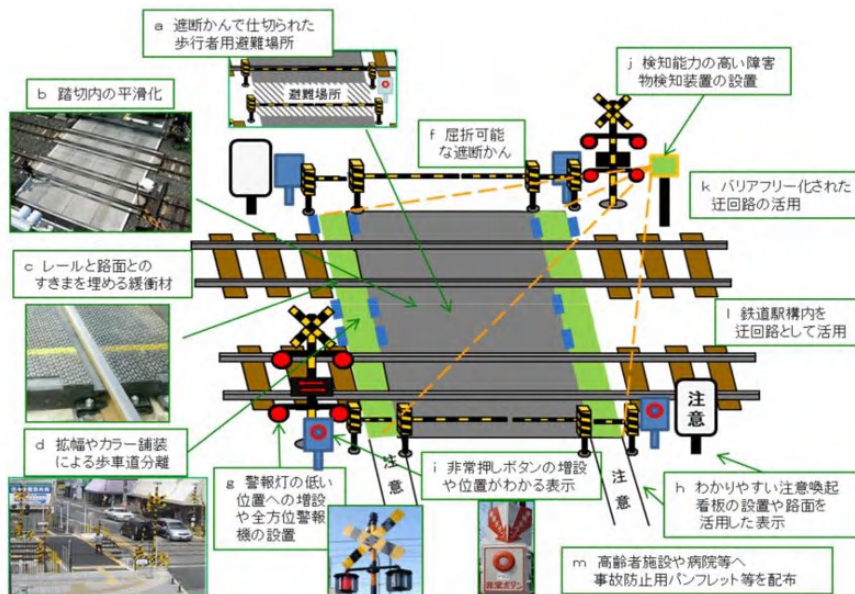


【踏切道における歩行空間の確保】

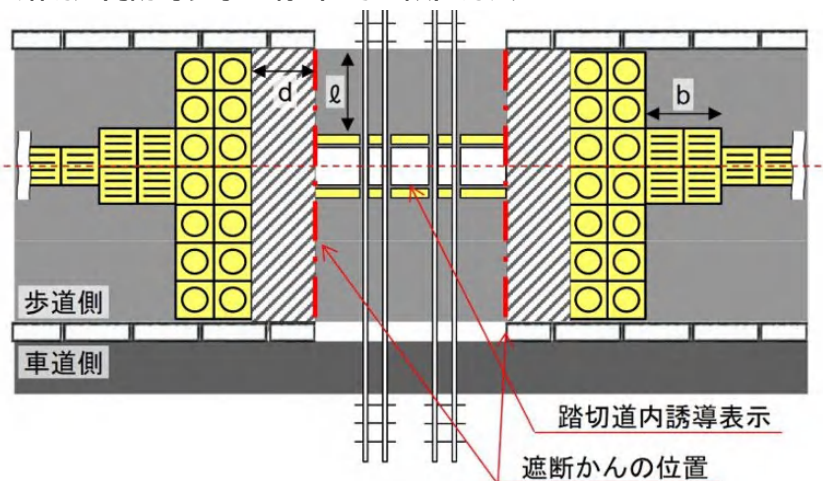
踏切道における歩行空間の確保として、新たに踏切内の視覚障がい者誘導表示の設置等を推進します。

○ 踏切道におけるバリアフリー対策の例

▼ 踏切における高齢者等の安全対策イメージ

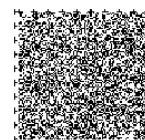


▼ 踏切道内誘導表示の標準的な設置方法



- ℓ：60cm 程度以上（ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。）
- b：点状ブロックへ誘導するために必要な長さ（概ね2～3枚程度）
- d：50cm 程度（吹田市追記：ゴムチップ舗装（黒）とすることが望ましい）

出典：国土交通省「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」p. 7-47, p. 7-66



【^{こうさてん}交差点の^{せいび}バリアフリー^{じっし}整備の実施】

これまで、新たに整備する路線や生活関連経路上の交差点におけるバリアフリー化を推進してきました。今後とも、交差点のバリアフリー化として、歩車道境界の段差構造を改善するほか、音響式、残り時間表示式信号機等のバリアフリー対応信号機のさらなる導入や、新たにエスコートゾーンの設置を推進します。

○ ^{きんねん}近年の整備事例（^{せいび}横断歩道と^{きりさげぶ}の切下部の改良）



^{みなみせんりえきたかのせん}
南千里駅高野線



^{えさちようごうせん}
江の木町4号線

○ ^{とく}取り組みの^{さんこう}参考

^{うず}右図：エスコートゾーンの^{れい}例

^{しゅってん}出典：^{けいさつちよう}警察庁「^{へいせい}平成25年^{ねん}警察白書」p158

^{かづ}下図：新たな信号機（^{しんこうき}高度化PICS）^{こうどか}

^{しゅってん}出典：^{けいさつちよう}警察庁「^{れいわ}令和5年^{ねん}警察白書」p163



歩行者等支援情報通信システム
(Pedestrian Information and Communication Systems)

高齢者や障害者といった交通制約者に、交差点の名称や歩行者用信号機の状況を音声で提供し、安全な交差点の横断を支援するシステム

40都道府県で運用中

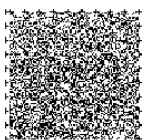
高度化PICS

Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号機情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とし、視覚障害者や高齢者等の安全な交差点の横断を支援するシステム

32都道府県で運用中

音声メッセージ例

「〇〇交差点です」
「△方向の信号が赤です」
「△方向の信号が青になりました」



(イ) 交通安全対策の推進

これまで、生活道路における通過交通の抑制、ゾーン30による交通安全対策、違法駐車・放置自転車への対応など、安全な交通環境の整備を推進しています。

今後とも取り組みを継続するとともに、歩行者の横断禁止場所での横断の防止に関する広報・啓発活動を行います。



じてんしゃほうちぼうししどう
自転車放置防止指導



ほうちじてんしゃ てっきよ
放置自転車の撤去

(ウ) 施設のバリアフリー化の推進

【公共施設のバリアフリー化の推進】

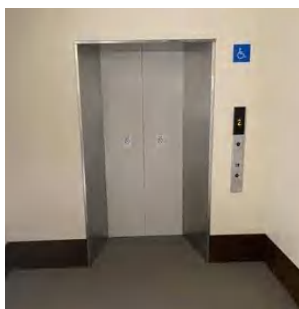
「吹田市公共施設等総合管理計画」および「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」に基づき、公共施設の建替え・改修等を進めています。

施設の新設や改修にあたっては、障がいの有無にかかわらず、だれもが快適に施設を利用できるよう、段差解消やバリアフリースイレの設置などバリアフリー化を推進します。

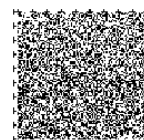
○ 近年の整備事例



すいたしぶんかいかん れいわ ねんどかいしゅう
吹田市文化会館（令和2年度改修）



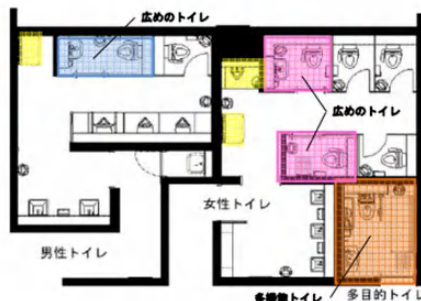
ひがしやま しょうがっこう れいわ ねんどしょうこうきせつち
東山田小学校（令和5年度昇降機設置）



○ 施設のバリアフリー化に関するその他の参考例

《 トイレの機能分散 》

これまで、車いす使用者用トイレ内にオストメイト対応設備やおむつ替えシートを設置するなどした多機能トイレが整備されてきました。しかし、多機能トイレ1か所のみに多くの設備を詰め込んだ施設が多く、利用集中が進むこととなりました。



多様化する利用者の特性や人数を踏まえた適切なトイレを整備するため、多機能トイレへの利用集中を分散させることが求められており、公共施設整備において率先して対応します。

出典：国土交通省「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究 報告書」

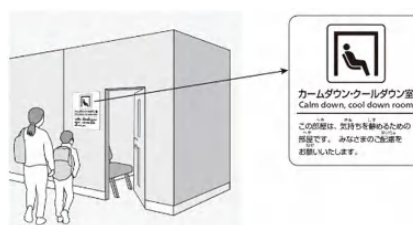
《 【紹介】パーキングパーミット制度 》

本制度は、障がい者等用駐車区画の利用対象者を限定し、対象者に利用証を交付するものです。大阪府では車いすを常時使用される方、車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方を対象とした2種類の利用証を発行しています。

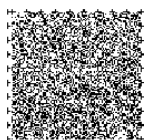


《 【紹介】カームダウン・クールダウンスペース(室)について 》

発達障がいや知的障がい、精神障がい、認知症の方などが、慣れない移動や人混み、周囲の視線・音・光等の混在により不安やストレスを感じた際に、気持ちを落ち着かせたり、パニックを未然に防ぐためのスペースです。



出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団「カームダウン・クールダウンについて」



【民間施設のバリアフリー化の推進】

これまで、施設の^{しせつ しんちく}新築時には、^{おおさかふくし}大阪府福祉の^{じょうれい}まちづくり^{もと}条例に基づき、^{せいび}整備における^{じよげん}助言や^{ほう}バリアフリー法による^{にんてい}認定を^{すいしん}推進してきました。

今後とも、^{こんご}民間事業者^{みんかんじぎょうしゃ}へ施設の^{しせつ}バリアフリー化に関する^か啓発^{かん}を行うとともに、^{きぞんしせつ}既存施設^{かん}に関しては、^{しゅよう}主要な施設^{しせつ}を生活関連施設^{せいかつかんれんしせつ}として^{せってい}設定し、^かバリアフリー化事業^{じぎょう}の実施^{じっし}を^{はたら}働きかけます。

○ 参考となる取り組みの紹介（事業者への働きかけ）

《施設のバリアフリー化や接遇に関する参考資料》

^{こくど こうつうしやう}国土交通省^{しやうき ぼてんぼ}では、^{じぎょうしゃ}小規模店舗^{じゅうぎやういん}の事業者・従業員^{かたむ}の方向けに^{りやう}だれもが利用しやすい^{みせ}お店をつくるためのリーフレットを作成しています。また、^{おおさかふ}大阪府では、^{おおさかふしやう}大阪府障がい者差別^{しやさべつ}解消ガイドラインとして、^{なに}何が差別に^{さべつ}当たるのか、^{ごうりてきはりよ}合理的配慮^{そち のぞ}としてどのような措置が望ましいのかなどについて^{き ほんてき}基本的な^{かんが}考え方^{かた}や^く具体的な^じ事例^{れいどう}等を記載したガイドラインを策定しています。このような資料を必要に応じて^{きやうしや}事業者^{はたら}への^{かつよう}働きかけに活用します。

こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

■ 高齢者、肢体不自由者（車椅子利用者、杖利用者、上下肢障害者等）の利用



■ 視覚障害者等の利用



■ 聴覚障害者等の利用



障害者差別解消法では、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの懸念が伝えられたときに、負担が過ぎない範囲で対応することが求められています。

<より詳しいガイドラインについて>

詳細版の「国語版、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）は、以下のURLで公表しています。

（オプザーバー：内閣府、経済省、国土交通省、農林水産省、経済産業省）

<お問い合わせ>

国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL：03-5253-8111（代表）

https://www.mlit.go.jp/jutakukenbiku/jutakukenbiku_house_h_000043.html

しゅってん こくどこうつうしやう しやうきぼてんぼ かか けんちくせつけいひやうじゆん がいようばん れいわ ねんど

出典：国土交通省「小規模店舗に係る建築設計標準概要版（令和2年度）」

お年寄り、車椅子を使用する方、目や耳の不自由な方、妊産婦や子ども連れの方など、様々なお客さまが利用できるよう、事業者・従業員のみなさまは、ハードとソフトの両面から店舗のバリアフリー化に取り組みしましょう。

だれもが利用しやすいお店をつくらう

お店の事業者・従業員の方向け



全ての店舗に共通する新築や改修の主な3つのポイント

1 出入口

- ・前後に高低差なし
- ・十分な幅を確保（有効幅80cm以上）

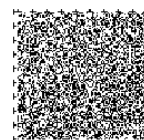


店舗をより利用しやすくするソフト面の工夫をしましょう

4 接遇・コミュニケーションの充実 5 バリアフリー情報の提供

国土交通省

令和3年3月



(エ) 公園施設等のバリアフリー化の推進

主要な都市公園における「魅力向上事業」に基づき、公園施設等の整備を進めています。

公園施設の設置・更新や再整備にあたっては、「吹田市公園施設再整備計画」及び「吹田市公園便所基本計画」に基づき、個別の段差解消や出入口部の改良などによるバリアフリー経路の確保や、その他の特定公園施設のバリアフリー化などを継続して取り組みます。

特に、バリアフリー化の推進にあたっては、再整備等のタイミングに合わせて施設を改善し、早期にだれもが公園を円滑に利用できる環境確保を目指します。

○ 近年の整備事例

江坂公園は、Park-PFI（公募設置管理制度）を活用した再整備を行い、令和5（2023）年4月にリニューアルオープンをしました。

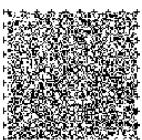
民間事業者により、公園のシンボルであった大型木製遊具を車いす利用者も遊べるインクルーシブデザインの遊具へと更新されました。また、バリアフリースイートイレも更新されました。



バリアフリースイートイレ



大型遊具：パオバブツリー



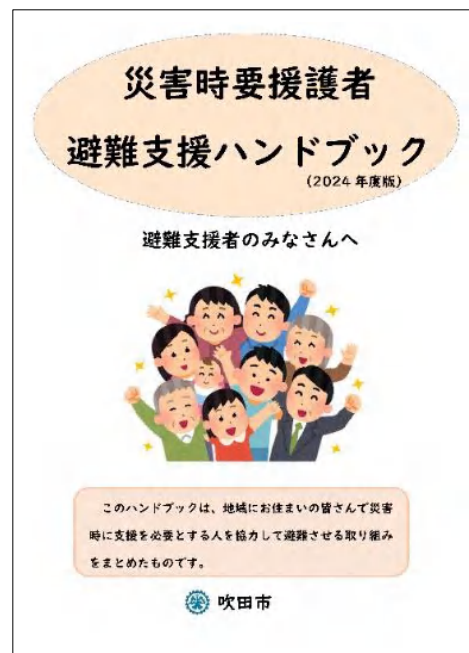
(オ) 大規模開発におけるバリアフリー化の推進

大規模開発におけるバリアフリー化については、移動等円滑化基準等に則った整備を実施させるとともに、令和4（2022）年度からは、「吹田市環境影響評価審査会」にバリアフリーを専門とする学識経験者を新たに委員に加え、吹田市環境まちづくり影響評価条例の対象事業に対し、必要な技術的助言を行い、バリアフリーに係る整備等を自ら実施するよう誘導しています。

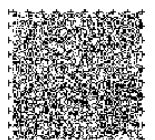
(カ) 緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進

災害時は、身体機能の制約がある方や情報の取得や理解が困難である方等（災害時要援護者）にとって、非常にリスクが高くなります。このため、本市では「吹田市地域防災計画」及び「災害時要支援者支援事業」に基づき、災害時要援護者への対策を実施しています。

関連する主な対策として、避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化などのハード面の整備に加え、自治会や自主防災組織などとの連携による安否確認や避難誘導、防災訓練等の実施、ハザードマップ等による啓発といったソフト対策を進めており、今後とも事前防災の充実に取り組みます。



災害時要援護者避難支援ハンドブック



(キ) 情報伝達の取り組み推進

【情報アクセス環境の整備】

「公共サインガイドライン」を定め、だれもが情報を得ることができるための音声・音響案内、ピクトサイン、カラーバリアフリー、多言語表記等の整備水準を整理しています。

本ガイドラインによる施設や案内の改善を進め、情報アクセス環境の整備を引き続き推進します。また、窓口での対応、会議、イベント等の開催における情報端末やアプリケーションの活用など、来訪者・参加者の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。

○ コミュニケーション・援助支援の参考例（コミュニケーションボード）

知的障がい者や自閉症の人など、自分の気持ちを言葉にできない、言葉が理解できない人もいます。そういった方でも、絵記号や写真等を用いて、自分の意思を指差すだけで伝えることができます。コミュニケーションボードは、様々な自治体や商業施設などに導入されています。場面に応じていくつかのパターン（鉄道駅用、お店用など）が準備されています。

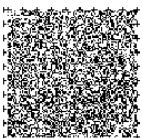
公共交通機関におけるコミュニケーション支援ボード（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団）→
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html



出典：国土交通省「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

【バリアフリーマップの作成】

多様な個性の人々が外出する際に役立つ、施設や経路等のバリアフリー情報を整理したバリアフリーマップを作成します。作成にあたっては、掲載内容やICT（情報通信技術）の活用による提供方法など、だれもが便利に利用できる情報取得の方法を検討します。



《施設設置管理者等に提供を求める情報》

バリアフリーマップの作成に必要な情報を収集するため、バリアフリー法24条の8の規定に基づき、必要に応じて各施設の設置管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報を提供を求めます。

施設設置管理者等に提供を求める情報例

施設情報	- 施設の基本情報（施設名、連絡先、利用可能時間、休業日等） - バリアフリー経路（出入口状況、案内設備、エレベーター） - トイレ（バリアフリースイートイレ・オストメイト対応設備・大型ベッド等の有無） - その他（駐車場、授乳室等の有無）等
経路情報	- 歩道の状況（幅員・勾配等） - 誘導用ブロックの設置状況 - 交差点の状況（音響式信号機、横断歩道、エスコートゾーンの有無等） - バリア情報（急勾配や幅員が狭い等の危険箇所等）
その他	バリアフリー配慮の好事例

（ク）維持管理の継続

市が管理する道路・公園などの損傷情報や違反広告物情報について、電話やメールでの通報に加え、吹田市公式LINEアカウントから市への通報を受け付けており、通報に基づき必要に応じて修繕等の対応を行っています。

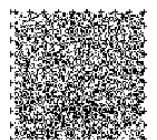
今後ともバリアフリー施設の機能保持に向けて、適切に維持管理を行うほか、市内施設（道路、公園等）の不都合箇所をLINEで通報するシステムを引き続き運用します。

《LINEアカウント情報》



アカウント名：吹田市

ID：@suita-city



ウ お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と

思いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進

(ア) バリアフリーに関する教育活動の推進

【小・中学校におけるインクルーシブ教育の推進】

東京大学大学院教育学研究科と連携（令和4（2022）年1月協定締結）

し、「ともに学び、ともに育つ」教育理念の実現に向けてインクルーシブ教育の推進を図ります。

【小学校等におけるバリアフリー教室の開催】

学校等からの希望に対して、吹田市社会福祉協議会・吹田市地域自立支援協議会当事者会・その他障がい当事者団体等と協力してバリアフリー体験や講話等を実施しています。

今後とも関連団体等と協力してバリアフリー体験や講話等を実施するとともに、市内の小学校でのバリアフリー教室（アイマスク体験、車いす体験、点字・手話学習、障がい当事者の講話等）の開催を検討します。

○ 過去の取り組み

【福祉体験と講話】

対象：小学3年生6クラス 約180名
内容：障がい当事者による講話、アイマスク体験
講師/協力：障がい当事者、地区福祉委員会
所要時間：3日間（体験3時間、講話1時間×2回）

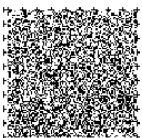
【実施のポイント】

体験だけでなく実際に講話を聴くことにより、より障がいについての理解を深めることができました。また、地元の地区福祉委員会が体験のサポートをしたことで、地域内でのつながりを持つことができました。



出典：吹田市社会福祉協議会「地域とつながる福祉教育 申し込みの手引き」

令和5年度主な福祉教育の実践事例より抜粋



【市民向け出前講座の開催】

これまで「障がい者への配慮」や「簡単な手話表現」などについて、市職員等が地域に出向き、わかりやすく伝える出前講座を実施しています。今後とも障がい者に対する理解を深めるため、講座等の実施を継続します。



バリアフリー出前講座

【市職員向け研修の開催】

これまで、市職員を対象としたユニバーサルマナー研修、手話研修や人権研修等を継続して実施しています。（また、令和5（2023）年度においては、障害者差別解消法が改正されたことに伴う研修を実施しました。）今後も引き続き障がい者に対する理解を深める研修を実施します。

○ 参考となる取り組みの紹介（障がい者を手助けする取り組み）

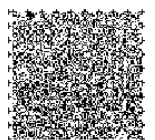
大阪市では、障がいのある人が困っているときなどに、日常生活の中でできる範囲で、一声かけるなどのちょっとした手助けや配慮を行う、「あいサポート運動」を推進しています。

本運動は、地域の誰もが障がいのあるかたと共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、研修を行い「あいサポーター」を育成しています。

平成21年に鳥取県で始まった本取り組みは、8県16市6町（令和6（2024）年6月時点）で連携して推進しています。



あいサポートバッジ



(イ) 心のバリアフリーの普及啓発（障がい者理解へ向けた啓発の推進）

これまで、障がいに関するマーク等の普及啓発や広報活動などを実施しています。今後とも、障がい者に対する理解を深めるため、継続的に取り組みを実施します。

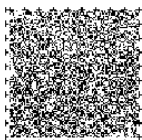
○ 関連する事業・施策

- ・「市報すいた」やホームページを活用した市民に対する啓発活動の推進
- ・市職員などに対する研修の推進
- ・市民、事業者、行政の協働による障がいのある人となない人との交流活動の推進（交流サロンの活用など）
- ・精神障がいに対する正しい理解や当事者参加活動の促進
- ・障がい者週間（12月3日～9日）行事等の実施
- ・医療機関、相談支援事業所との連携による情報の共有

○ バリアフリーに関するマーク等の例

出典：国土交通省「
と社会のバリアフリーハ
ンドブック」

障害者のための国際シンボルマーク 車椅子使用者に限らず、障害のある全ての人が利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。 	視覚障害者のための国際シンボルマーク 視覚に障害のある人のための世界共通マークです。信号が青になったことを音声で知らせる音響装置付信号機など、視覚に障害のある人が利用する機器等に表示されています。 
ベビーカーマーク ベビーカーを利用しやすい設備づくりに向けて作成されたマークです。公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道やバスの車両スペースなどに表示され、安全な使用方法を守ったうえでベビーカーを折りたたまずに利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所 設置をあらわしています。 	耳マーク 聴覚に障害のある人のための国内で使用されているマークです。受付カウンターなどに掲示してあります。他にもコミュニケーションマークとして「手話マーク」などがあります。 
ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬同様の普及のためのマークです。公共施設や交通機関、スーパーやレストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 	ハートプラスマーク 身体内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいので、誤解をうけることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 
ヘルプマーク 外見からわからなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように東京都福祉保健局が作成したマークです。 	運転者車両標識 障害のある人や、70歳以上の高齢者が車を運転するときに表示するマークです。 
オストメイトマーク オストメイト（人工こうもん、人工ぼうこうをつけた人）を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに使用されています。 	



(ウ) 障がい者の意思疎通手段の利用を促進する取り組み

令和5(2023)年に「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」を制定しました。本条例は手話への理解を促進し普及させるための施策のほか、障がい者が情報を取得しやすく、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策などを、市が方針を作成したうえで推進するよう定めたものです。

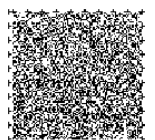
これまでの具体的な取り組みとして、筆談でコミュニケーションをする際のコツをまとめた「筆談のコツ」を作成・配布しているほか、手話通訳ボランティア養成のための「手話講習会」の実施や「手話を紹介する動画(YouTube)」を公開しています。

このような取り組みを継続するとともに、障がい特性に応じ、手話を含む言語や、その他の様々なコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発をさらに推進します。



障がい福祉室「筆談のコツ」

右図：手話を紹介する動画



(6) バリアフリー化整備の配慮事項

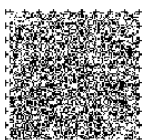
施設等のバリアフリー化整備にあたって、当事者等の意見を踏まえ、各事業者（各施設設置管理者等）が配慮すべき事項を整理します。

ア バリアフリー化に関する主な基準等

施設等のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

移動等円滑化基準等
- 公共交通移動等円滑化基準（平成18年12月15日制定/国土交通省令第111号） - 建築物移動等円滑化基準（平成18年12月8日制定/政令第379号第10条） - 建築物移動等円滑化誘導基準（平成18年12月15日制定/国土交通省令第114号） - 都市公園移動等円滑化基準（平成18年12月18日制定/国土交通省令第115号） - 路外駐車場移動等円滑化基準（平成18年12月15日制定/国土交通省令第112号） - 道路移動等円滑化基準（平成18年12月19日制定/国土交通省令第116号） - 道路移動等円滑化占用基準（平成18年12月19日制定/国土交通省令第117号） - バリアフリー信号機等基準規則（平成18年12月8日制定/国家公安委員会規則第28号）

ガイドライン等
- 公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（令和6年3月/国土交通省） - 駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン（令和4年7月/国土交通省） - 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和2年度改正/国土交通省） - 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月/国土交通省） - 道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月/国土交通省）



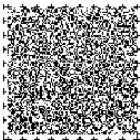
おおさかふじょうれいとう 大阪府条 例 等	
おおさかふくし	じょうれい
・大阪府福祉のまちづくり条 例（平成4年10月28日/大阪府 条 例第36号）	
おおさかふくし	じょうれい
・大阪府福祉のまちづくり条 例施行規則（平成5年1月29日/大阪府規則第5号）	
おおさかふくし	じょうれい
・大阪府福祉のまちづくり条 例ガイドライン（令和5年5月改訂/大阪府）	

こうきょうこうつう
 イ 公 共 交 通

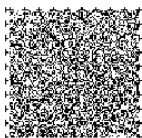
こうきょうこうつういどうとうえんかつかきじゅん そ せい び はか き ほん ひつよう
 「公 共 交 通 移 動 等 円 滑 化 基 準」に 沿 っ た 整 備 を 図 る こ と を 基 本 と し、 必 要
 おう こうきょうこうつう き かん り ょ かく し せ つ し ゃ り ょ う とう かん い だ う とう え ん かつ か せ い び
 に 応 じ て「公 共 交 通 機 関 の 旅 客 施 設 ・ 車 両 等」に 関 す る 移 動 等 円 滑 化 整 備 ガ イ
 ド ラ イ ン」や「大 阪 府 福 祉 の ま ち づ く り 条 例」、以 下 の 配 慮 事 項 の 内 容 を 踏 ま
 え た 整 備 を 図 り ま す。

て つ だ う
 【鉄 道】

こうもく 項 目	はいりょじこう 配 慮 事 項
けいろう 経 路	とくていりょかくしせつ えき し ゃ こうれい し ゃ しょう し ゃ にん さん ぶ ・ 特 定 旅 客 施 設 と な る 駅 舎 に お い て は、高 齢 者、障 が い 者、妊 産 婦 な ど を ふく こうきょうよう ち ゅ う しょう かん あん ぜん あん しん い だ う 含 む だ れ も が、公 共 用 通 路 か ら ホ ー ム ま で 安 全 で 安 心 し て 移 動 で き る い だ う とう え ん かつ か けい ろ い ぐ か けい ろ けい ろ 移 動 等 円 滑 化 さ れ た 経 路（以 後「バ リ ア フ リ ー 化 経 路」とい う。）を 1 経 路 い じ ょ う ち ゅ う とく い だ う い っ ぱ ん て き けi ろ し ゅ だ う せ ん た じ ぎ ょ う し ゃ かん 以 上 設 け ま す。特 に 移 動 に お け る 一 般 的 な 経 路（主 動 線）や 他 事 業 者 間 ふく の つ けi ろ い だ う とう え ん かつ か つ と を 含 め た 乗 り 継 ぎ 経 路 の 移 動 等 円 滑 化 に 努 め ま す。 り ょ う し ゃ ず し ゅ う へ ん し せ つ じ ょ う き ょ う だ う こう り ょ い だ う とう え ん かつ か けi ろ ・ 利 用 者 数 や 周 辺 施 設 の 状 況 等 を 考 慮 し て 移 動 等 円 滑 化 さ れ た 経 路 の か く ぼ つ と 確 保 に 努 め ま す。
じょうげい だ う 上 下 移 動	こう ざ う くる ま り ょ う し ゃ し かく し ょ う し ゃ ち ょ う かく し ょ う し ゃ ・ エ レ バ ー タ ー の 構 造 は、車 い す 利 用 者、視 覚 障 が い 者、聴 覚 障 が い 者、 にん さん ぶ り ょ う か た が た さ ま ざ ま とく せい はい り ょ 妊 産 婦 な ど、利 用 さ れ る 方 々 の 様 々 な 特 性 に 配 慮 し ま す。 だい ず う うち の り す ん ぼ う こう れ い し ゃ しょう し ゃ だ う り ょ う ・ エ レ バ ー タ ー の 台 数、か ご の 内 法 寸 法 は、高 齢 者、障 が い 者 等 の 利 用 じ ょ う き ょ う こう り ょ せ っ ち お よ か い し ゅ う けん だ う 状 況 を 考 慮 し て 設 置 及 び 改 修 を 検 討 し ま す。
ぷら っ と ほ ー む プ ラ ッ ト ホ ー ム	か だ う し き さ く し ょ う ら い て き し な い ぜ ん え き せ っ ち せい び つ と ・ 可 動 式 ホ ー ム 柵 が 将 来 的 に 市 内 全 駅 へ 設 置 さ れ る よ う 整 備 に 努 め ま す。
し せ つ せ つ び 施 設 設 備	て かい さ つ ぐ ち けん ば い き ・ エ ス カ レ ー タ ー、ス ロ ー プ、手 す り、バ リ ア フ リ ー ト イ レ、改 札 口、券 売 機 だ う くる ま し ょ う し ゃ お お ひ と あん ぜん り ょ う 等 は 車 い す 使 用 者 を は じ め、多 く の 人 に と っ て 安 全 で 利 用 し や す い も の



こうもく 項目	はいりょじこう 配慮事項
しせつせつび 施設設備	となるよう、必要に応じて設置及び改修を検討します。 ・トイレは、車いす対応のほか、おむつ替えシート、オストメイト対応の水栓設備等を設置したバリアフリースイートイレを整備します。また、バリアフリースイートの利用の集中を分散するため、一般トイレへ広めの個室や手すり、乳幼児用設備等の設置に努めます。 ・トイレ内へ設置した設備について、視覚障がい者などにも配慮しながら、わかりやすく表示するよう努めます。
あんないせつび 案内設備	・利用者にとってわかりやすい設置位置、表示内容、仕様となるよう配慮します。特に触地図、ピクトグラム、点字、音声などを用いて、わかりやすいサインの設置に努めます。 ・駅の出入り口からプラットホームまでの動線について、視覚障がい者誘導用ブロック（プラットホーム縁端警告用内方表示ブロックを含む）を整備します。また、誘導用ブロックは黄色を基本とし床面との輝度比が確保されるよう配慮します。 ・車両の運行情報（列車到着などの情報）を、駅利用者に情報提供するために可変式情報表示装置の設置に努めます。
むじんえき 無人駅	・車両等の運行の異常に関連して、音声・文字情報のほか、インターネット等による情報提供に努めます。 ・係員等とコミュニケーションを図ることができるよう、カメラ・モニター付インターホン等の駅員連絡装置の設置に努めます。
しさく ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。 ・車両とホームの移動が不可能又は困難な車いす使用者などの利用に配慮し、スロープ板などによる駅員の補助を徹底するよう努めます。 ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。



【バス】

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
しゃりよう 車両	・新規導入及び代替車両を低床バスとします。なお、車いす使用者などが円滑に乗降できるノンステップバスの導入に努めます。
バス停	・バス停の利用状況及び道路状況などを踏まえ、バス停に上屋、ベンチなどの設置に努めます。 ・路線図や時刻表などの案内表示を、わかりやすくします。
ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。

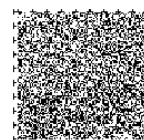
【タクシー】

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
しゃりよう 車両	・車いす使用者等が利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入に努めます。
ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。

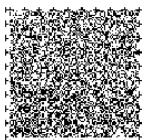
ウ 道路

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」や以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
けいろ 経路	・歩道等では、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限り単独で移動できるよう必要な幅員を確保するよう努めます。 ・移動上支障となる勾配の緩和や段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。 ・十分な幅員がない歩道等においては、道路横断面の構成の再構築などに



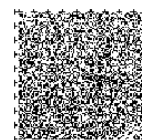
こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
けいろう 経路	かくふく どうろふぞくぶつ せんようぶつ いせつ しゅうやく そっこう かいりょう よる拡幅や、道路附属物・占用物などの移設、集約、側溝などの改良により有効幅員を確保するよう努めます。 ふくいん よゆう けいろう さかみち れんぞく けいろう きゅうけい ・幅員に余裕がある経路や坂道が連続する経路においては、休憩スペースなどの設置に努めます。 ほどろ つうこうこんなん こうていさ ばあい けいしやろ せっち つと ・歩道に通行困難な高低差がある場合は、傾斜路やエレベーターの設置に努めます。 じどうしや ほこうしや こうつうじょうきよう ふ ほこうしや あんぜんせい かくほ ・自動車や歩行者の交通状況を踏まえ、歩行者の安全性を確保するための柵や植樹帯の設置に努めます。また、植樹帯は、歩行者の快適性を確保しながら、見通しや移動を阻害しないよう配慮します。 はいすいしせつ ふた ほこうしや どうせん ぼしよ せっち つと ・排水施設の蓋は、歩行者の動線とならない場所への設置に努めます。また、通行が想定される場所への設置は、目の細かいものを利用します。 しゅよう しかくしょう しやうどうよう せっち せっち いち ・主要なルートには視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。設置位置は、視覚障がい者とその他歩行者などの移動に配慮します。
あんないせつび 案内設備	あんないせつび ちず え も じ てんじ おんせい ふくごうてき ほうほう けんどう ・案内設備は、地図、絵文字、点字、音声などの複合的な方法を検討しながら、わかりやすく、適切な位置に設置するよう努めるとともに、デザインの統一化を図ります。
ふみきりどう 踏切道	しかくしょう しや ふみきりどう そんざい にんしき あんぜん つうこう しかくしょう ・視覚障がい者が踏切道の存在を認識し、安全に通行できるよう、視覚障がい者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置に努めます。
しさく ソフト施策など	しかくしょう しやうどうよう じよう ほうちじてんしや かんぼん しょうひんちんれつどう ・視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能の確保に努めます。 じどうしやおよ じてんしやりようしや けいはつ つと ・自動車及び自転車利用者へのルールやマナーの啓発に努めます。 こうじちゅう しかくしょう しやうどうよう いっていく かんぶんだん ・工事中などにおいて視覚障がい者誘導用ブロックが一定区間分断される場合には、代替の経路確保に努めます。 ばあい だいたい けいろうかくほ つと ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。



工 交通安全施設等

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する信号機に関する基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

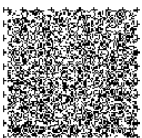
項目	配慮事項
信号機	・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。 ・歩行者や自動車の状況などを踏まえ、地域住民との協議を行いながら、音響信号機や、弱者感应押ボタン式信号機を必要とする箇所の検討を行い、導入を図ります。 ・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号機等の設置に努めます。
横断歩道	・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。 ・歩行者などの動線を調査し、横断歩道の移設が望ましい箇所においては、移設に努めます。 ・主要な交差点において、エスコートゾーンの設置に努めます。
その他	・歩行者などの移動の円滑化を阻害する違法駐車などを防止する事業を重点的かつ計画的に実施するよう努めます。 ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。



オ 建築物

「建築物移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「建築物移動等円滑化誘導基準」や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」、「大阪府福祉のまちづくり条例」、以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
けいろ 経路	・道路等や障がい者用駐車施設から受付やバリアフリートイレなどへの経路について、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限り単独で移動できるよう、必要な幅員の確保に努めます。 ・段差解消を行い平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。
しせつせつび 施設設備	・エレベーター、エスカレーター、スロープ、手すり、バリアフリートイレ等は車いす使用者をはじめ、多くの人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、必要に応じて改修を検討します。 ・トイレは、車いす対応のほか、おむつ替えシート、オストメイト対応の水栓設備等を設置したバリアフリートイレを整備します。また、バリアフリートイレの利用の集中を分散するため、一般トイレへ広めの個室や手すり、乳幼児用設備等の設置に努めます。 ・トイレ内へ設置した設備について、視覚障がい者などにも配慮しながら、わかりやすく表示するよう努めます。 ※障がい者用駐車施設については路外駐車場の配慮事項を参照ください。
あんないせつび 案内設備	・利用者にとってわかりやすい設置位置、表示内容、仕様となるよう配慮します。特に触地図、ピクトグラム、点字、音声などを用いて、わかりやすいサインの設置に努めます。 ・道路等の出入口から建物出入口付近の触知案内板、受付案内までの動線について、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。

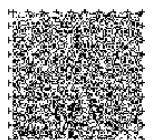


こうもく 項目	はいりょじこう 配慮事項
ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。 ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。

力 と し こうえん 都市公園

「都市公園移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうもく 項目	はいりょじこう 配慮事項
けいろ 経路	・都市公園の出入口から公園内の主要な施設を結ぶ経路のうち、利用者の最も一般的な移動経路となる園路については、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限り単独で移動できるよう、必要な幅員の確保に努めます。 ・移動上支障となる勾配の緩和や段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。
しせつせつび 施設設備	・公園内の施設及び設備は、多くの人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、必要に応じて改修を検討します。 ・トイレは、車いす対応のほか、おむつ替えシート、オストメイト対応の水栓設備等を設置したバリアフリートイレの整備に努めます。 ・トイレ内へ設置した設備について、視覚障がい者などにも配慮しながら、わかりやすく表示するよう努めます。 ※障がい者用駐車施設については路外駐車場の配慮事項を参照ください。



こうちく 項目	はいりよじこう 配慮事項
あんないせつび 案内設備	・バリアフリー化された経路や設備等の情報がわかる施設配置案内図を 主要な出入口付近などに設置するよう努めます。
しさく ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの 教育訓練の実施に努めます。（管理事務所がある場合） ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよ う維持修繕に努めます。

キ 路外駐車場

「路外駐車場移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、
必要に応じて「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」や「大阪府福祉の
まちづくり条例」、以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうちく 項目	はいりよじこう 配慮事項
けいろ 経路	・障がい者用駐車施設から建物出入口又は道路等の出入口へ通じる通路 については、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限 り単独で移動できるよう、必要な幅員の確保に努めます。 ・段差解消を行い平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。
しせつせつび 施設設備	・道路や施設出入口等からの距離ができる限り近くなる位置へ障がい者用 駐車施設を設置するよう努めます。
あんないせつび 案内設備	・障がい者用駐車施設は、表示板・塗装表示による表示とし、周辺に 自動車が駐車していても確認できる位置・大きさとするよう努めます。
しさく ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの 教育訓練の実施に努めます。（管理事務所がある場合） ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよ う維持修繕に努めます。

